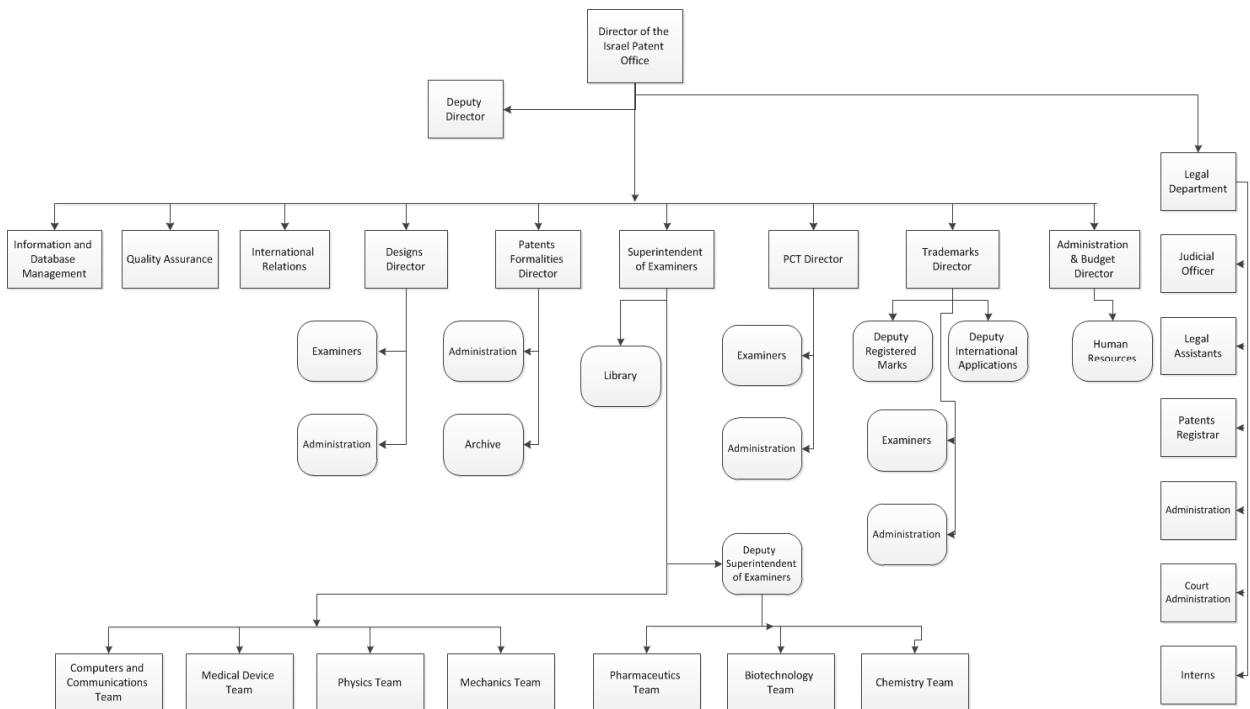


①国名	Israel (IL) (イスラエル)				
②名称	Ministry of Justice / Israel Patent Office				
③所在地	Agudat Sport Hapoel St. 1, Technological Garden, Building No.5, Jerusalem 96951 Israel				
④連絡先	(電話) (972-73) 392 7100 (FAX) (972-2) 646 7774				
	(E-mail) patent@justice.gov.il / pctoffice@justice.gov.il				
	(internet) https://www.gov.il/en/departments/ilpo				
⑤組織の長	Director of the Israel Patent Office, Commissioner of Patent, Design, Trademark and Geographical Indication : Mr. Ofir Alon				
⑥沿革	<p>(1) 工業所有権法としては、初めに商標制度が1938年に制定された。</p> <p>(2) 特許制度については、1925年に特許意匠令が制定され、その後、1967年に特許法が独立して制定され、1968年4月1日に施行された。最新の改正は1999年に、TRIPS協定対応のために工業所有権を改正する法律(5760-1999)により行われ、2000年1月1日より施行されている。</p> <p>(3) 意匠制度については、1925年に特許意匠令が制定され、その後数度の改正が行われている。最新の改正は1999年に、TRIPS協定対応のために工業所有権を改正する法律(5760-1999)により行われ、2000年1月1日より施行されている。</p> <p>(4) 商標制度については、1938年-1965年の商標令(5732-1972)が再交付され、1972年5月12日に施行されている。1999年には、TRIPS協定対応のために工業所有権を改正する法律(5760-1999)により改正が行われている。</p> <p>また、最新の改正は、マドプロ対応のために行なわれ、2003年8月6日から施行されている。</p>				
⑦所管	特許権、意匠権、商標権				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1970/4/26	1950/3/24			1950/3/24
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1950/3/24		1978/5/1	2002/12/30
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	1996/4/26				1966/9/25
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	2010/9/1	1996/6/1		1961/4/8	
ストラスブール	ウィーン	WTO			
1975/10/7		1995/4/21			

①国名	Israel (IL) (イスラエル)					
①統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	6,813	7,363	7,738	8,123
		(内 外国出願)	5,377	5,857	6,370	6,481
		(内 日本から)	212	213	232	280
		(内 PCTルート)	5,745	6,158	6,649	6,908
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	1,656	1,688	1,483	1,345
		(内 外国出願)	581	707	664	611
		(内 日本から)	17	22	10	20
	商標	全数	9,484	10,045	10,117	10,591
		(内 外国出願)	6,916	7,423	7,441	7,672
		(内 日本から)	213	263	281	270
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数		4,107	4,197	4,668
		(内 外国出願)		3,365	3,447	3,806
		(内 日本から)		136	146	157
		(内 PCTルート)		3,543	3,664	4,052
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
意匠	全数	1,324	1,019	1,021	1,383	
	(内 外国出願)	553	384	486	869	
	(内 日本から)	25	8	22	16	
商標	全数	9,550	11,812	11,463	10,276	
	(内 外国出願)	7,811	9,034	9,007	8,128	
	(内 日本から)	253	283	380	303	
出典: WIPOの IP Statistics						

## ⑫ 組 織

<組織図> イスラエル特許局(The Patent Office)は、Ministry of Justice (法務省)の下部組織である。



(出典): イスラエル特許庁の提供

①国名	Israel (IL) (イスラエル)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2014年統合版特許法(5727-1967)
	③地理的効力の範囲	イスラエル国内のみである。特許権の効力は、ヨルダン川西岸及びガザ地区には及ばない。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第1条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者は、イスラエル国内における送達先を定めなければならない。このため、イスラエル国内における業務遂行を認められた代理人を代理人として選任しなければならない。
	⑦出願言語	ヘブライ語又は英語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。医薬品若しくはその製法又は医療機器に関する特許の存続期間は、5年を限度に、監督官庁の認可を得るのに費やされた期間だけ延長されることがある。(特許法第52条、64A条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第4条)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが定められている。 (1) 公開された事項が、発明者又はその承継人から知得され、かつ、その承諾を得ないで公開された場合。 (2) 公のまたは公認の内外国における博覧会における展示日から6ヶ月 (3) 学術団体に対する講演、又は、当該学術団体の会報で公開した場合、当該公開から6か月。 (特許法第6条)
	⑪非特許対象	(1) 人体の治療方法 (2) 植物又は動物の新品種 (特許法第7条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。新規性、進歩性及び産業上の利用可能性が審査される。 (特許法第17条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。合理的な説明を提供する出願人は、迅速な審査の実行のために、事実を裏付ける宣誓供長官へ提出することができる述書とともに、正当化事由を付した申請を長官へ提出することができる (特許法第19A条)
	⑮出願公開制度の有無	有。インターネット上にて、出願日又は最先の優先日から18ヵ月で公開される。 (特許法第16A条)
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も出願認容の公告日から3から月間、登録官に対して特許権の付与についての異議申立を行うことができる。(特許法第30条)
	⑰無効審判制度の有無	付与後異議申立制度: 無 無効審判制度はある。何人も登録官に対して特許権の無効を請求することができる。 (特許法第73B条)
	⑱実施義務	有。特許の付与から3年、又は出願から4年のどちらか遅く満了する期間に特許が実施されない場合には、強制実施権付与の対象となる。 (第117条、第119条)

①国名	Israel (IL) (イスラエル)	
	⑱費用 単位 ILS (イスラエル ・シエケル)	[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 1100 ILS
		出願認容公告料 480 ILS
		[特許権維持に掛かる費用]
		年金
		特許の有効期間について一括払いする場 9102 ILS
		1-6年次 138 ILS
		7-10年次 279 ILS
		11-14年次 1679 ILS
		15-18年次 3501 ILS
		19-20年次 4198 ILS
⑳料金減免措置 の有無	無。	
㉑PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	無。	

①国名	Israel (IL) (イスラエル)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2018年改正意匠法
	③地理的効力の範囲	イスラエル国内のみ。登録意匠権の効力は、ヨルダン川西岸地区及びガザ地区には及ばない。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者又は承継人
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者は、イスラエル国内における送達先を定めなければならない。このため、イスラエル国内における業務遂行を認められた代理人を代理人として選任しなければならない。
	⑦出願言語	ヘブライ語又は英語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から25年。 (意匠法第39条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (意匠法第6条)
	⑩グレースピリオト*	無。
	⑪不登録対象	法律、道徳、又は公共の秩序に反する意匠 製品の機能によってのみ決定される製品又は製品の一部の外観 製品又は当該製品の一部が他の製品と連結するように意図され、他の製品内に統合さ 又はその他の製品がその中に統合され、また、それらの前記目的を達成するために、 製造時に、それらを正確な形態及び寸法で製造することが必要である場合には、 当該製品又はその一部の外観 (意匠法第5条、第10条)
	⑫実体審査の有無	有。方式要件及び登録的確性について審査が行なわれる。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。 (意匠法第28条)
	⑮部分意匠制度の有無	有。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。同一の類に属するもの、視覚的特徴が、重要でない点のみで相互に相違するもの、 同時販売のために通常提供されたもの又は同時に使用されることを意図されたもの (意匠法第1条)
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ条約には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	有。出願後すぐ。6月を超えない期間延長を請求することが可能。 (意匠法第22条)
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	付与後異議申立制度:有。出願公告から3か月以内に異議を申立てることができる。
	㉒無効審判制度の有無	有。利害関係人は、登録官に無効を申立てることができる。
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Israel (IL) (イスラエル)	
	②④費用 単位 ILS (イスラエル ・シエケル)	[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料(通常意匠) 167 ILS
		出願料(組物意匠) 355 ILS
		公告料 170 ILS
	②⑤料金減免措置 の有無	[意匠権の維持に掛かる費用]
		存続期間更新料 384 ILS
		無。

①国名	Israel (IL) (イスラエル)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	商標法, 5732-1972 (2014年8月改正)
	③地理的効力の範囲	イスラエル国内のみである。登録商標権の効力は、ヨルダン川西岸及びガザ地区には及ばない。
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体標章、証明標章、地理的表示 (商標法第1条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、色彩商標 (商標法第1条、同第9条)
	⑦出願人資格	標章を使用する者又は使用を意図する者(自然人、法人) (商標法第17条)
	⑧権利付与の原則	先登録出願主義 (商標法第29条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	無。但し、海外居住者はイスラエル国内に送達先住所を定めなければならない。代理人を選任した場合、代理人の住所を上記住所とみなす。(施行規則第9条) 代理人:特許法に規定される弁理士又は弁護士(施行規則第2条)
	⑪出願言語	右側にヘブライ語又はアラビア語、左側に英語を併記 (施行規則第6A条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第31条、同第32条)
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	(1) 識別性を有しない標章 (2) 大統領若しくはその家族とのある関係若しくは大統領の後援に言及する標章又は係る関係若しくは後援に関与する可能性のある標章 (3) 国若しくはその機関の記章及び紋章又は外国若しくは国際機関の記章及びこれらに類似する標章 (4) ある国が使用する管理又は証明用の公の紋章、公式な署名若しくは印章、またはこれらに類似する署名及び所有者が国若しくは政府の首長の後援を受け、又は首長に商品を支給し、若しくは役務を提供することが推測される署名ただし、標章の所有者がこれを使用する権原を有することが登録官に証明された場合を除く (5) 「特許(Patent)」「特許済(Patented)」、「国王の特許状により(By Royal Letters Patent)」、「登録済(Registered)」、「登録意匠(Registered Design)」、「著作権(Copyright)」、「これらの模倣は偽造罪を構成する(To counterfeit this is forgery)」又は同様の効果がある語 (6) 公序良俗を害し、又は害し得る標章 (7) 公衆を欺瞞する虞のある標章、原産地の虚偽表示を含む標章及び不公正な取引競争を助長する標章 (8) 地理的表示が商品の産地である実際の地理的地域であると誤認させる標章 (9) 字義的には正しいが、商品が別の地域産であると思わせる効果がある虚偽表示を含む地理的表示を含む標章 (10) 宗教性の意味合いのみの紋章と同一又は類似の標章 (11) 人の肖像を含む標章。ただし、その人の承諾がある場合はこの限りでない。故人の肖像の場合は、承諾を得る必要がないという合理的根拠が存在するとの登録官の見解がない限り、遺族の同意を求めなければならない。 (12) 同一又は類似の商品において、既に登録されている別の所有者に属する標章と、同一又は欺瞞であると理解されるほどに当該標章に酷似する標章。 (13) 商品若しくはその類を区別若しくは記述するために取引で一般に使用され、

①国名	Israel (IL) (イスラエル)																
		<p>又は特徴若しくは品質に直接言及する数字、文字若しくは語で構成される標章。但し、識別力を有する場合は除く。</p> <p>(14)その通常の意味が地理的表示又は姓である標章。但し、特殊な方法で表示され、又は識別力を有する場合はこの限りではない。</p> <p>(15)地理的表示を含むぶどう酒又は蒸留酒であって、その地理的地域産ではないぶどう酒又は蒸留酒を特定している標章</p> <p>(16)周知商標とは同一又は類似する商品とは異なる商品を指定していても、当該周知商標と混同するおそれのある標章</p> <p>(17)指定商品が非同一・非類似であるが周知商標と同一又は類似の標章について、当該標章が指定商品と周知商標の商標権者との関係を示し、かつ、当該標章の使用の結果として商標権者が損害を被る可能性がある当該標章。</p> <p>(18)他人の名称若しくは商号と同一若しくは類似の標章、又は、前記と同一若しくは類似の名称若しくは商号を含む標章であって、公衆を誤認させ、</p> <p>(19)他の商品であっても商品の名称又は記述を含む標章。但し、実際の使用に際して使用される商品に応じて標章が異なる効果を出願時に付記すれば登録官はその効果を参酌する場合がある。</p> <p>(商標法第8条、同第11条、同第12条、同第13条)</p>															
⑮防護標章制度の有無		無。															
⑯周知商標制度の有無		有。イスラエルで周知。イスラエルの非登録・不使用でも可。周知性の判断は関連分野で周知かつ市場の結果として周知。(商標法第1条、同第11条、同第46A条)															
⑰一出願多区分制度の有無		有。 (商標法第17条(b))															
⑱実体審査の有無及び審査事項		有。拒絶査定不服審判は地方裁判所への出訴。 (商標法第18条、同第19条、施行規則第22条)															
⑲審査請求制度の有無		無。															
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無		無。															
㉑出願公開制度の有無		無。															
㉒異議申立制度の有無		有。何人も公告日から3か月以内に登録官に異議を申し立てることができる。異議決定不服審判は地方裁判所への出訴。(商標法第24条、同25条)															
㉓無効審判制度の有無		付与後異議申立制度: 無 無効審判制度: 有。登録官への審判請求(商標法第52条)															
㉔不使用取消制度の有無		有。利害関係者であれば3年以上の不使用を理由とする取消請求を登録官に請求することができる。(商標法第41条)															
㉕商標分類		国際分類(ニース協定加盟国)															
㉖図形要素の分類		無。(ウィーン協定未加盟)  (WIPO 2021/6/11)															
㉗譲渡要件		登録官による審査有。移転標章が誤認又は公序良俗違反の場合、拒絶。 (商標法第48条)															
㉘費用 単位 ILS (イスラエル・シェケル)		<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="533 1682 1505 1749"> <tr> <td>出願料</td> <td>1区分</td> <td>1633 ILS</td> <td>追加1区分ごと</td> <td>1218 ILS</td> </tr> <tr> <td>登録謄本請求料</td> <td></td> <td>2.5 ILS</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[商標権の維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="533 1805 1505 1872"> <tr> <td>更新料</td> <td>1区分</td> <td>2890 ILS</td> <td>追加1区分ごと</td> <td>2440 ILS</td> </tr> </table> <p>(施行規則 付則1第3項)</p>	出願料	1区分	1633 ILS	追加1区分ごと	1218 ILS	登録謄本請求料		2.5 ILS			更新料	1区分	2890 ILS	追加1区分ごと	2440 ILS
出願料	1区分	1633 ILS	追加1区分ごと	1218 ILS													
登録謄本請求料		2.5 ILS															
更新料	1区分	2890 ILS	追加1区分ごと	2440 ILS													
㉙料金減免措置の有無		無															